

## 1 計画策定の趣旨

2006年（平成18年）に教育基本法が改正され、このときに明示された新しい時代の教育の基本理念を活かし、2008年（平成20年）7月、国において教育基本法第17条第1項の規定に基づいて「教育振興基本計画」が策定されました。その後、2013年（平成25年）6月に「第2期教育振興基本計画」が策定されました。

本市では、2011年（平成23年）3月に国の「教育振興基本計画」及び県の「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「藤沢市新総合計画」の教育に関する部門別計画を担うものとして、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて「藤沢市教育振興基本計画」を策定しました。

今回は国の「第2期教育振興基本計画」が策定されたこと、「藤沢市新総合計画」にかわる「藤沢市市政運営の総合指針2016」が策定されたこと、さらには東日本大震災や高齢化の進展など、この間における人の絆や社会状況の変化に対応するため、「藤沢市教育振興基本計画」を見直し、「第2期藤沢市教育振興基本計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置づけられます。

本計画は、国が策定した「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月閣議決定）及び神奈川県教育委員会が策定する「かながわ教育ビジョン」を参酌すると共に、2014年（平成26年）4月に策定された「藤沢市市政運営の総合指針2016」との整合を図るものです。

## 3 計画の対象範囲及び対象期間

第1期の計画は、教育基本法に規定される「生涯学習の理念」に基づき、幼児教育・家庭教育・学校教育・社会教育等、本市域の教育全般にわたる計画として、概ね10年後を見据えた基本構想をもとに、平成23年度から平成27年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示したものでした。

本来ならば、平成27年度に計画の見直しを行うべきところではありますが、1年前倒しし、平成26年度に計画を見直したため、本計画の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



発行年月 2015年（平成27年）3月  
発行 藤沢市教育委員会  
編集 教育部 学校教育企画課  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
電話 0466-25-1111 内線 5231

# 藤沢市教育振興基本計画

《概要版》

## 基本理念

### 未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～ 学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわを目指す ～

## 3つの目標

一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども（藤沢っ子）を育成する

多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する

学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て、教育支援体制を推進する

## 8つの基本方針

- 1 共に学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します
- 2 家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援、充実を図ります
- 3 学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります
- 4 多様な学びのできる生涯学習社会を目指します
- 5 郷土文化資産の保全・活用と地域に根ざした文化芸術活動の推進を図ります
- 6 健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います
- 7 多文化・多世代が交流し、共生するコミュニティづくりを推進します
- 8 命を守る「教育の推進」「教育環境の整備」「コミュニティづくりの推進」を図ります

## 基本理念の目指すもの

藤沢市の教育振興基本計画の基本理念となる「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」とは、次のようなネットワーク型社会の実現を目指すものです。すなわち、子どもや若者がいつも夢や希望を持ちながら、他者と共に学び合い、社会に出てからも多様な学習機会に恵まれ、進んで地域社会づくりに参画し、つながりの環が世代を越えて広がる社会の実現を目指すものです。

そのために、子どもや若者にとっては、まず他者と共に学び合う力を身につけることが大切です。そして将来、自らの力を社会につなげていく、「自立と社会参画の意欲をもった市民」となることが期待されます。「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」が目指すのは、こうした、子どもや若者、大人の姿です。